

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、財務規則（昭和39年規則第10号）第45条第2項の規定により公表します。

1. 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名称	事務所の所在地
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
株式会社 ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1号
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4
KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号

2. 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和7年1月31日

3. 指定公金事務取扱者に納付させる歳入

住民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・公営住宅使用料・町有建物貸付収入・町職員住宅貸付収入・単身勤労者住宅使用料・小学校教員住宅貸付収入・中学校教員住宅貸付収入・公共下水道受益者負担金・簡易水道使用料・営農用水道使用料・上水道使用料・公共下水道使用料

4. 指定公金事務取扱者に歳入を納付させる期間

令和7年4月1日から契約期間の満了日まで